

市民・産業委員会協議会資料

(市民生活局関係)

令和3年6月4日

- 資料NO. 1 令和3年度6月補正予算(案)の概要について . . . 1
- 資料NO. 2 岡山市証明事務等手数料条例の一部改正について . . . 2
- 資料NO. 3 指定管理者の指定について(岡山市岡山北斎場) . . . 9

令和3年度6月補正予算(案)の概要について(市民生活局関係)

1 歳出予算(市民生活局関係)目別予算補正額

(単位:千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	補正後の額
第4款衛生費 第1項保健衛生費			
第30目 火葬場費	2,956,194	30,684	2,986,878

(市民生活局関係 歳出予算補正額合計 30,684千円)

2 事務事業別説明

(単位:千円)

目・事務事業	補正額	説明
(第4款衛生費 第1項保健衛生費) 第30目火葬場費	30,684	
岡山北斎場運営費	30,684	令和3年度中に供用開始予定の岡山北斎場の指定管理料

3 債務負担行為(追加)

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
岡山北斎場管理運営委託	令和3年度から 令和8年度まで	420,877

「岡山市証明事務等手数料条例」の一部改正について

1 改正の趣旨

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の一部改正に伴い、個人番号カードの再発行に係る手数料の負担の根拠を改めるため、本条例の一部を改正しようとするもの。

2 改正の内容

現在、個人番号カード（マイナンバーカード）の再交付にあたっては、「岡山市証明事務等手数料条例」第2条第1項第18号を根拠として手数料を徴しているが、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」において、手数料の徴収について明文化されたため、市条例の当該部分の削除を行おうとするもの。

3 施行日

令和3年9月1日

甲 第 号 議 案

岡山市証明事務等手数料条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市証明事務等手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 年 月 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市証明事務等手数料条例の一部を改正する条例

岡山市証明事務等手数料条例（平成12年市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条中第18号を削り、第19号を第18号とし、第20号から第31号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、個人番号カードの再発行に係る手数料の負担の根拠を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

岡山市証明事務等手数料条例（平成12年岡山市条例第8号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（手数料の納付）</p> <p>第2条 次の各号に掲げる証明，写しの交付等の申請をしようとする者は，当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。</p> <p>（1） 租税公課に関する証明（次号の場合を除く。） 1事項ごとに 300円</p> <p>（2） 租税公課に関する証明（キオスク端末（本市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機であって，証明書等の交付の用に供するものをいう。以下同じ。）により交付する場合に限る。） 1事項ごとに 200円</p> <p>（3） 所得，土地，建物又は償却資産に関する証明（次号の場合を除く。） 1事項ごとに 300円</p> <p>（4） 所得に関する証明（キオスク端末により交付する場合に限る。） 1通につき 200円</p> <p>（5） 納税証明 1事項ごとに 300円</p> <p>（6） 租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第41条各号又は第42条第1項に規定する個人の新築又は取得した家屋がこれらの規定に規定する家屋に該当するものであることについての証明 1件につき 1,300円</p> <p>（7） 戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項，第1</p>	<p>（手数料の納付）</p> <p>第2条 次の各号に掲げる証明，写しの交付等の申請をしようとする者は，当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。</p> <p>（1） 租税公課に関する証明（次号の場合を除く。） 1事項ごとに 300円</p> <p>（2） 租税公課に関する証明（キオスク端末（本市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機であって，証明書等の交付の用に供するものをいう。以下同じ。）により交付する場合に限る。） 1事項ごとに 200円</p> <p>（3） 所得，土地，建物又は償却資産に関する証明（次号の場合を除く。） 1事項ごとに 300円</p> <p>（4） 所得に関する証明（キオスク端末により交付する場合に限る。） 1通につき 200円</p> <p>（5） 納税証明 1事項ごとに 300円</p> <p>（6） 租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第41条各号又は第42条第1項に規定する個人の新築又は取得した家屋がこれらの規定に規定する家屋に該当するものであることについての証明 1件につき 1,300円</p> <p>（7） 戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項，第1</p>

0条の2（同条第2項及び第6項を除く。）及び第126条の規定による戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。次号及び第9号において同じ。）をもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部の証明（次号の場合を除く。）

1通につき 450円

(8) 戸籍法第10条第1項、第10条の2（同条第2項及び第6項を除く。）及び第126条の規定による戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部の証明（キオスク端末により交付する場合に限る。） 1通につき 350円

(9) 戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項及び第10条の2（同条第2項及び第6項を除く。）の規定並びに同法第126条の規定による除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部の証明 1通につき 750円

(10) 戸籍法第10条第1項、第10条の2（同条第2項及び第6項を除く。）及び第126条の規定による戸籍に記載した事項の証明 1件につき 350円

(11) 戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項及び第10条の2（同条第2項及び第6項を除く。）の規定並びに同法第126条の規定による除かれた戸籍に記載した事項の証明

0条の2（同条第2項及び第6項を除く。）及び第126条の規定による戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。次号及び第9号において同じ。）をもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部の証明（次号の場合を除く。）

1通につき 450円

(8) 戸籍法第10条第1項、第10条の2（同条第2項及び第6項を除く。）及び第126条の規定による戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部の証明（キオスク端末により交付する場合に限る。） 1通につき 350円

(9) 戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項及び第10条の2（同条第2項及び第6項を除く。）の規定並びに同法第126条の規定による除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部の証明 1通につき 750円

(10) 戸籍法第10条第1項、第10条の2（同条第2項及び第6項を除く。）及び第126条の規定による戸籍に記載した事項の証明 1件につき 350円

(11) 戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項及び第10条の2（同条第2項及び第6項を除く。）の規定並びに同法第126条の規定による除かれた戸籍に記載した事項の証明

1件につき 450円

(12) 戸籍法第48条第1項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定による届出若しくは申請の受理の証明書又は同条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)若しくは同法第126条の規定による届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付(次号に掲げる場合を除く。) 1通につき 350円

(13) 戸籍法第48条第1項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定による届出若しくは申請の受理の証明書又は同条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)若しくは同法第126条の規定による届書その他市長の受理した書類に記載した事項のうち婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合の証明書の交付 1通につき 1,400円

(14) 戸籍法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定による届書その他市長の受理した書類の閲覧書類1件につき 350円

(15) 住民票若しくは戸籍の附票の写しの交付又は当該記載事項の証明(次号の場合を除く。) 1通につき 300円

(16) 住民票若しくは戸籍の附票の写しの交付又は当該記載事項の証明(キオスク端末により交付する場合に限る。) 1通につき 200円

1件につき 450円

(12) 戸籍法第48条第1項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定による届出若しくは申請の受理の証明書又は同条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)若しくは同法第126条の規定による届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付(次号に掲げる場合を除く。) 1通につき 350円

(13) 戸籍法第48条第1項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定による届出若しくは申請の受理の証明書又は同条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)若しくは同法第126条の規定による届書その他市長の受理した書類に記載した事項のうち婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合の証明書の交付 1通につき 1,400円

(14) 戸籍法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定による届書その他市長の受理した書類の閲覧書類1件につき 350円

(15) 住民票若しくは戸籍の附票の写しの交付又は当該記載事項の証明(次号の場合を除く。) 1通につき 300円

(16) 住民票若しくは戸籍の附票の写しの交付又は当該記載事項の証明(キオスク端末により交付する場合に限る。) 1通につき 200円

- (17) 住民票の写しの広域交付 1通につき 300円
- (18) 個人番号カードの再交付 1枚につき 800円
- (19) 住民基本台帳の一部の写しの閲覧 1件につき 300円
- (20) 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第34条第2項(同法第73条第2項において準用する場合を含む。)の規定による自動車の臨時運行の許可 1件につき 750円
- (21) 船員法(昭和22年法律第100号)第50条第4項の規定による船員手帳の交付,再交付又は書換え 1件につき 1,950円
- (22) 船員法第50条第4項の規定による船員手帳の訂正 1件につき 430円
- (23) 不在籍又は不在住に関する証明 1通につき 300円
- (24) 埋火葬に関する証明 1通につき 300円
- (25) 身分又は破産の宣告を受けた者でないことに関する証明 1通につき 300円
- (26) 公権又は資格に関する証明 1件につき 300円
- (27) 文書受理に関する証明 1件につき 300円
- (28) 地籍調査資料の写し(電磁的記録を用いているものに限る。)の交付
- ア 土地名寄せ 1枚につき 300円
- イ 一筆図形 1枚につき 400円

- (17) 住民票の写しの広域交付 1通につき 300円
- (削除)
- (18) 住民基本台帳の一部の写しの閲覧 1件につき 300円
- (19) 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第34条第2項(同法第73条第2項において準用する場合を含む。)の規定による自動車の臨時運行の許可 1件につき 750円
- (20) 船員法(昭和22年法律第100号)第50条第4項の規定による船員手帳の交付,再交付又は書換え 1件につき 1,950円
- (21) 船員法第50条第4項の規定による船員手帳の訂正 1件につき 430円
- (22) 不在籍又は不在住に関する証明 1通につき 300円
- (23) 埋火葬に関する証明 1通につき 300円
- (24) 身分又は破産の宣告を受けた者でないことに関する証明 1通につき 300円
- (25) 公権又は資格に関する証明 1件につき 300円
- (26) 文書受理に関する証明 1件につき 300円
- (27) 地籍調査資料の写し(電磁的記録を用いているものに限る。)の交付
- ア 土地名寄せ 1枚につき 300円
- イ 一筆図形 1枚につき 400円

ウ 集成図

- (ア) 日本産業規格A列3番 1枚につき 700円
- (イ) 日本産業規格A列2番 1枚につき 1,100円
- (ウ) 日本産業規格A列1番 1枚につき 2,100円
- (エ) 日本産業規格A列0番 1枚につき 4,200円

エ 基準点座標値 1点につき 600円

(29) 前各号に規定するもののほか、公簿若しくは公文書の謄本若しくは抄本若しくは図書の写しの交付又は当該記載事項の証明1事項ごとに 300円

(30) 前各号に規定するもののほか、本市の事務に関する証明で手数料について他の条例に定めのないもの 1事項ごとに 300円

(31) 公簿書(第17号を除く。)又は図面の閲覧 1回につき 300円

ウ 集成図

- (ア) 日本産業規格A列3番 1枚につき 700円
- (イ) 日本産業規格A列2番 1枚につき 1,100円
- (ウ) 日本産業規格A列1番 1枚につき 2,100円
- (エ) 日本産業規格A列0番 1枚につき 4,200円

エ 基準点座標値 1点につき 600円

(28) 前各号に規定するもののほか、公簿若しくは公文書の謄本若しくは抄本若しくは図書の写しの交付又は当該記載事項の証明1事項ごとに 300円

(29) 前各号に規定するもののほか、本市の事務に関する証明で手数料について他の条例に定めのないもの 1事項ごとに 300円

(30) 公簿書(第17号を除く。)又は図面の閲覧 1回につき 300円

指定管理者の指定について（岡山市岡山北斎場）

1 施設の概要

- (1) 名称 岡山市岡山北斎場
 (2) 所在地 岡山市北区富吉2707番地8
 (3) 施設内容 火葬炉14基（人体炉12基、動物炉・胞衣炉2基）、見送りホール、炉前ホール、収骨室、収骨準備室、待合室、待合ホール、キッズルーム、多目的室（告別室）、洋室（会葬者控室）、和室（遺族控室）、宗教関係者控室 他
 (4) 設置目的 墓地、埋葬等に関する法律に基づく火葬を行うため

2 募集経過（公募）

令和2年12月18日～	募集要項の配布
令和3年 2月 5日	説明会
3月19日～3月26日	応募の受付
4月13日	応募団体審査ヒアリング
4月15日	公の施設の指定管理候補者選定委員会答申
4月27日	候補者の決定

3 応募者

- ① 岡山北斎場共同企業体（株式会社日本斎苑、株式会社ティ・シー・シー）
 ② おかやま斎苑管理グループ（イージス・グループ有限責任事業組合、株式会社アールエコ）
 ③ 富士建設工業株式会社

4 選定方法

岡山市公の施設の指定管理候補者選定委員会において、応募者から提出された事業計画書等の内容審査及びヒアリングを実施し、募集要項で示した指定管理選定基準に基づき各委員が審査・採点を行い、指定管理者の候補者を選定した。

5 審査採点結果

業者名	富士建設工業株式会社	A社	B社
採点結果	422.32	404.43	373.97

6 決定理由

富士建設工業株式会社を指定管理者の候補者とする当該委員会からの答申を踏まえ、同事業者を指定管理者の候補者として決定した。

7 指定管理者の候補者

- (1) 名称 富士建設工業株式会社
 (2) 所在地 新潟県新潟市北区島見町3307-16
 (3) 代表者 代表取締役 鳴海 利彦

8 指定期間

令和3年11月1日～令和9年3月31日（5年5か月）

岡山市岡山北斎場指定管理者選定に係る審査採点結果

分類	審査事項		審査項目		配点	結果	
事業計画等	(1)	施設の設置目的・管理運営方針の理解 [合目的性]	①	管理運営に対する理念・基本方針	20点	17.78	
			②	平等利用に関する方針	10点	8.00	
	(2)	運営体制や組織 [責任性、実行性]	①	施設の管理運営に関する計画	70点	65.33	
			②	職員配置・人材育成等に関する計画	30点	24.00	
	(3)	安全・安心の確保 [安全性]	①	安全対策・危機管理	70点	56.00	
			②	個人情報保護に関する取組み	5点	3.44	
			③	情報公開等に関する取組み	5点	3.44	
	(4)	社会的要請への対応 [社会性]	①	地域振興・活性化等への配慮	50点	34.44	
			②	障害者・高齢者の雇用促進への配慮	10点	7.11	
			③	男女共同参画への配慮	5点	3.56	
			④	環境保護への配慮	5点	3.56	
	(5)	サービス向上への取組み [独創性]	①	サービス向上への取組み	20点	16.44	
	収支計画	(1)	適切な収支の算定 [経済性]	①	収支計画	100点	82.22
				②	指定管理料	100点	97.00
	合計					500点	<u>422.32</u>

甲 第 号 議 案

指定管理者の指定について

次のとおり、指定管理者の指定を行うものとする。

令和 3 年 月 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

- 1 施設の名称 岡山市岡山北斎場
- 2 団体の名称 富士建設工業株式会社
- 3 指定の期間 令和3年11月1日から令和9年3月31日まで

提案理由

上記施設について、指定管理者の指定を行うに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、市議会の議決を経ようとするものである。